

JIS

電気アクセサリ－家庭用及び これに類する用途のケーブルリール

JIS C 8284 : 2019

(JEWA/JSA)

平成 31 年 3 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大崎 博之	東京大学
(委員)	青柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	稲月 勝巳	電気事業連合会
	岩本 光正	東京工業大学
	上原 京一	IEC/ACTAD 議長(東芝エネルギーシステムズ株式会社)
	加藤 正樹	一般財団法人電気安全環境研究所
	酒井 祐之	一般社団法人電気学会
	下川 英男	一般社団法人電気設備学会
	高村 里子	全国地域婦人団体連絡協議会
	松岡 雅子	株式会社 UL Japan
	山田 美佐子	一般財団法人日本消費者協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 12.7.20 改正：平成 31.3.20

官 報 公 示：平成 31.3.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本配線システム工業会

(〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町 13-4 第 11 村上ビル TEL 03-5640-1611)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	3
4 全般規定	5
5 試験に関する一般的注意	5
6 分類	6
7 表示	6
8 感電に対する保護	8
9 接地装置	9
10 端子及び終端接続部	10
11 可とうケーブル及びその接続	13
12 構造	15
13 部品	17
14 耐老化性	18
15 水の有害な浸入に対する保護	18
16 耐湿性	18
17 絶縁抵抗及び耐電圧	19
18 平常動作	20
19 通常使用時の温度上昇	21
20 過負荷状態時の温度上昇	23
21 機械的強度	24
22 耐熱性	25
23 ねじ，通電部及び接続部	26
24 沿面距離，空間距離及びシーリングコンパウンドを通しての絶縁距離	28
25 絶縁物の耐過熱性，耐炎性及び耐トラッキング性	29
26 耐食性	30
27 EMC 要求	30
附属書 A（参考）ケーブルリールのルーチン試験のガイダンス	35
附属書 B（参考）参考文献	36
附属書 JA（参考）JIS と対応国際規格との対比表	37
解 説	39

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本配線システム工業会（JEWA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS C 8284:2000** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

電気アクセサリ— 家庭用及びこれに類する用途のケーブルリール

Electrical accessories— Cable reels for household and similar purposes

序文

この規格は、1995年に第1版として発行された IEC 61242, Amendment 1 (2008) 及び Amendment 2 (2015) を基とし、我が国固有の配電理由によって、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書 JA に示す。

1 適用範囲

この規格は、定格電圧が单相の場合、50 V を超え 250 V 以下、他の全ての場合、50 V を超え 440 V 以下で、定格電流が 16 A を超えない交流専用のケーブルリールについて規定する。

これらのケーブルリールは、特に通常の使用時の安全性に関連する、家庭用、商業用、軽工業用及びこれに類する用途で、屋内用又は屋外用を意図している。

この規格は、次のものには適用しない。

- 機器又は照明器具に組み込んだケーブル巻取装置
- 機器又は照明器具と関連付けたケーブル巻取装置

注記 1 機器に組み込んだケーブル巻取装置の要求事項は、JIS C 9335-1 及び JIS C 9335-2-2 に規定がある。

注記 2 照明器具に組み込んだケーブル巻取装置の要求事項は、JIS C 8105-1 及び IEC 60598-2-25 に規定がある。

注記 3 機器又は照明器具と関連付けたケーブル巻取装置は、特定の機器又は照明器具に電源供給するために設計された装置である。この装置は、感電に対する保護を備える外郭に組み込むことも、そのような外郭をもつこともないため、機器又は照明器具に固定するか、又はそれらと一緒に提供する必要がある。一例は、JIS C 8105-2-8 に従う、ハンドランプと関連付けたケーブル巻取装置である。

この規格は、適用可能である限り、機器若しくは照明器具に、組み込んだ又はこれらと関連付けたケーブル巻取装置用のガイドとして用いてもよい。

この規格に適合するケーブルリールは、周囲温度が 40 °C を超えず、24 時間の平均が 35 °C を超えず、周囲温度の下限が -5 °C での使用に適している。

特殊条件がある場所では、特別な構造が必要になる場合がある。

注記 4 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。